

特別企画 シンポジウム 2

「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化」 シンポジウムについての所感

ライター 藤井 久子

「知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化」シンポジウムについて、弁理士会外部の者としてのレポートを書くようにとのお話があり、僭越ながら、この稿を寄せさせていただく。

知財戦略と支部組織化の関連について

内閣官房知的財産戦略推進事務局長・荒井寿光氏の基調講演のタイトルが「知的財産を活用した地域活性化」とされたのは、単に日本弁理士会の全国支部組織化のシンポジウムだったからではないだろう。国が掲げる知財戦略には、中小・ベンチャー企業の知的財産の支援・保護と、知財による地域振興が盛り込まれている。

その背景にあるのは、もちろんアメリカが主導するプロパテント政策だが、さらに産業構造の大きな変容、世界規模に広がった市場があり、知財と弁理士を巡る環境は大きく変化してきた。また、知的財産の領域に留まらない、地方分権を推進する動きと、これに伴う地場産業振興、あるいは国立大学および研究機関の独立行政法人化といった要素も絡んでいるとみられる。見方を変えれば、こうした社会変革が進む中で、知財に大きな可能性が期待されているということだろう。

荒井氏は基調講演で知財立国に関連するさまざまな制度面での改革に触れられた上で、弁理士への期待について述べられた。知財推進計画が策定されたことから、自治体による知財戦略の策定も進んでいるが、その戦略づくりに必ずしも弁理士が関わっていないのは、アクセスすべき相手あるいは組織が見出されなかったためだという。また自治体の知財戦略の視点に挙げられた、大学、中小企業、農水産品の知的財産による地域経済の活性化のためには、これまで知財の創出・活用の経験が少なかった主体（自治体、大学、中小・ベンチャー企業）、業種（農林水産業など）において、知財を掘り起こし、権利化、活用を進めていく必要が

ある。

産官学連携も含め、こうした自治体の知財戦略にどのような形で弁理士がその役割を果たせるのかを考える上で重要なのは、地域の産業の特性を把握し、自治体や産業界、大学などと連携する体制を整えられるかという点ではないか。

弁理士の登録者が首都圏と大阪、名古屋圏に圧倒的に集中している現状では、知財立国で期待されている、地域に密着した活動を展開するのは困難であろうことは、部外者にも容易に想像できる。知財に関する啓蒙あるいは相談活動を行うにしても、弁理士の少ない地域に、他の地域から応援を派遣する必要があるだろう。そうした社会的要請に応えるためにも、地域の実情に即した活動の拠点となる支部を設けることが望ましいという考え方が出てくるのは、自然な流れだと考える。

会員の少ない地域の情報をいかに吸収するかという問題も、支部組織によって解決できるのではないかとするのは、あまりに単純な考え方だろうか。

全国支部組織化はなぜ進まなかったのか

シンポジウムの資料として、地域活動促進本部長・前近畿支部長の杉本勝徳氏が配布された「近弁クラブ」の記事は、1981年3月に弁理士会大阪分室で行われた支部設置問題に関する座談会を収録したものである。この時点で、全国をいくつかのブロックに分けて支部組織を設置する構想があったにも関わらず、なぜ今まで実現されてこなかったのか、という素朴な疑問を抱いた。

近畿支部ができたのは、この座談会の4年後、東海支部はさらにその11年後にようやくできたということにも、いささか驚いた。「近弁クラブ」に収録された座談会の内容は、すぐに支部が設置されていてもおかしくないものであり、杉本氏も「支部ができるのが遅い」と発言されている。知的財産支援センター長・

元東海支部長の佐竹弘氏が、弁理士会の支部設置規則による制約があったが、今は設置しやすい規則に変わった旨を述べられ、さまざまな制度上の問題があったのだとは察するが、それにしても、時間がかかりすぎていると思わざるを得ない。

81年の座談会によれば、この時に支部設置が論じられた契機は、役員制度の見直しだったという。理事の継続性から任期を2年にするのが望ましいが、理事の負担があまりにも大きい、その負担を減らすために本部の仕事の一部を委嘱できる支部組織をつくるということだ。さらに、支部を設けることによって、それぞれの地域における商工会や自治体、他の士業団体との連携がとりやすくなり、地域のニーズに応じた活動を展開できるなどのメリットが挙げられている。

これを読むと、支部組織化を論じる発端は異なるものの、論じられているポイントは、現在とあまり変わらない。支部を設置することで組織的に地域の知財支援ができるとされていたが、今の議論は、地域の知財支援から出発していると言うこともできるだろう。会員の少ない地域にどう対応するのか、支部と本部の関係などの論点が未だにあがってくることには、支部活動を経験している地域と、そうでない地域の認識のギャップも感じた。

やはり当時も問題となっていたのが、首都圏の支部をどうするのかということだ。佐竹氏は、社会の要請に添って複数の支部をつくれればよいと発言されたが、既存のブロックの概念、例えば47都道府県、あるいは関東、東海、近畿といった分け方に準じる必要はまったくないだろう。知財立国における弁理士の役割を果たすために支部組織を設けるのであれば、知財に関する社会の要請をどう読み取るかが肝要なのではないか。

中小企業支援と支部組織

社会の要請という点で、今回のシンポジウムでユーザーの側に立たれている唯一の出席者である東京都知的財産総合センター所長・橋本正敬氏の発言は、示唆に富んでいた。東京都においても、地方と同様に産業振興のために中小企業支援が不可欠であり、そのためには知財の活用が重要であるという。知財立国に向けたさまざまな取り組みにおいて、中小・ベンチャー支援が掲げられているが、そうした施策の現場について

知る機会は、社会の要請を具体的に把握する上で貴重だと感じた。橋本氏は『パテント』2004年11月号に寄稿されている「東京都の知財への取り組み」で、活動を通して感じられた問題点の一つとして、中小企業と弁理士の間には良好なコミュニケーションが成立していない、「信頼関係が確立しているとは言い難い状況と判断せざるを得ない」ことを挙げられている。こうした実態を、東京都の会員はどのように受け止められるのか。もちろん、都内の特許事務所の中には中小企業を顧客とし、その事業に貢献するためにさまざまな努力を払っている事務所があることは存じ上げている。橋本氏は東京都の実際について話されたわけだが、同様のことが、他の地域でもあるのではないかと。

『パテント』誌でさまざまな自治体の知財への取り組みが紹介されているが、各自自治体で知財に関わる施策の一環として相談窓口が設けられている。東京都では、知財の経験の豊かな民間企業のOBが相談員として対応されているという。発明協会は47都道府県に支部を持ち、それぞれに常設の発明相談を開催している。発明相談の相談員として弁理士が出向いても、それは発明協会の事業としてしか認識されない。どうも弁理士の存在感が薄いように思えてならない。

シンポジウムで荒井氏は、中小企業も国際競争に巻き込まれている現状において、知財の権利化がいかに中小企業の競争力を高めるか、そのためにさまざまな点で弁理士の機能が求められていると述べられた。さらに、求められている機能を、これまで弁理士は必ずしも発揮してきこなかったと指摘した上で、個人としてより、支部という形で機能するほうがアプローチしやすく、また信用も得やすいとされた。ここでの荒井氏の観点は、一般的な社会認識として受け取ることができよう。

コーディネーターである組織検討委員会委員長の波多野久氏は、知財ニーズのある地方で、弁理士が対応しなければ他の専門家が対応するだろうとの見解を示された。知財立国宣言以来、知財に対する認識が高まる一方で、新たに生まれたコンサルティングなどのニーズをビジネスチャンスとしてとらえるさまざまな業種があるのも事実であろう。そうした危機感を、どこまで弁理士会の会員が共有できるのかという点は、支部組織化への議論にも関わってくると思う。

また佐竹氏の発言を敷衍すれば、弁理士の1万人体

制と地域における中小企業育成は、知財立国を実現する上で両輪となるものであり、同時に、1万人の弁理士がその専門性を活かして十全に機能するためには、中小企業の活性化が要件となるだろう。支部活動を通して地域の中小・ベンチャー企業支援の必要性を実感されているだけに、佐竹氏、杉本氏の発言には説得力がある。支部として経済産業局や行政などとの交流を図り、地域におけるきめ細かな情報を肌で感じることから、弁理士の仕事も広がり、それがさらに地域経済を活性化させるサイクルにつながる。知財立国のいう知的創造サイクルは、国の単位でいきなりできるものではなく、こうした地域の地道な活動が積み重なって生まれるものだろう。大企業の知財関連部署が拡充され、それぞれに国内外で知的創造サイクルの確立を進めている現状で、知財の経験と情報の少ない領域でこそ、弁理士の果たす役割が知財立国の成否に関わるのではないかと。

情報発信の対象は誰なのか

日本弁理士会には、会員に対する責務と、対外的な責務の両方があると理解している。その対外的責務について、これまで意識されてきたのは、国の施策に関わる部分が大きかったのではないだろうか。会の性質上致し方ない面もあるだろうが、ユーザーに対する意識が薄かった、あるいは、ユーザーとして意識されていたのが主に大企業だったのではないかという印象を受けるのである。このことは、シンポジウムの議論全体を通して感じたことだ。

知財立国に向けた取り組みで弁理士が求められているのは、ユーザーに積極的な関わりを持つ姿勢であると考えられる。未知なるユーザーに向けた知財に関する情報提供にはじまり、出願に至るまでの過程でも弁理士の専門性がさまざまに発揮されるはずだ。

だが、東京にある本部で、地方のニーズを汲み上げることが不可能だ。一方で、支部組織のない地域で個別に活動する弁理士は、地域の要請に対応するには限界がある。とはいえ、これまでに顧客である中小・ベンチャー企業のニーズを把握している会員もいれば、地域に密着したさまざまな仕事に携わってきた会員もいるだろうし、発明相談の経験なども合わせれば、すでに知財立国で求められている役割を果たすためのノウハウの蓄積はあるはずだ。それをいかに集約し、会

員が共有して、地域と連携するための新たな仕組みを構築するかという点がポイントだろう。

橋本氏は、将来的には弁理士に求められる機能は、広範な知財に関わる支援になるだろうと述べられた。これは、新弁理士法によって拡大された弁理士業務の領域に相当するものと考えられる。言い換えれば、知財立国に向けて、弁理士の関与が期待されている領域であり、まだまだ需要が伸びるところでもある。

地域および中小・ベンチャー企業支援について、ボランティアで行う社会貢献と捉えるだけでは、積極的な地域連携は生まれにくいのではないかという感想も残った。場合によっては、ボランティアになるものもあるだろうが、自治体や商工会などと連携して、施策に基づいた知財関連事業を立案するなど、業務として取り組む方法はいくらかでもあるのではないかと。そのためには、支部組織が必要となるだろう。地域社会の一員としての存在感を持つことは、弁理士の地位向上にもつながり、結果的には仕事を生み出すと思われる。

これまで、弁理士会におけるさまざまな活動に触れる機会があり、いずれの場合も会員の方々の真摯で熱意あふれる活動に敬服してきた。その一方で、法律に関わる専門家集団であるゆえの、制度の細部からアプローチする手法に不自由さも感じないわけではない。農林水産業も含めた日本の産業の活性化において、知財を活かした取り組みが新たな道を拓いていくことを期待する者として、さまざまな要請に柔軟に対応していく回路を設けて、弁理士の専門性をより広範に発揮していただきたいと思う。

(原稿受領 2005.1.4)